

処置請求に対する取扱規程

(平成十八年三月三日会規第七十三号)

改正 平成二十一年一月二日 四日

同 二十九年 三月 三日

令和 五年一月二日 八日

(目的)

第一条 この規程は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）又は少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の規定に基づき、裁判所（若しくは裁判官。以下同じ。）又は検察官から弁護士会又は日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）に対し、弁護士である弁護士又は付添人について適当な処置をとるべきことの請求（以下「処置請求」という。）があつた場合における弁護士会及び連合会の取扱要領を定め、もつて弁護士及び付添人が弁護権等を十全に行使することを確保するとともに、公平、適正かつ迅速な裁判及び審判が行われることを確保することを目的とする。

（弁護士会への処置請求）

- 1 -

第二条 処置請求の対象の弁護士又は付添人である弁護士

（以下「当該弁護士」という。）の所属する弁護士会（以下単に「弁護士会」という。）は、次項の場合を除き、自ら処置請求に対処しなければならない。

2 弁護士会は、連合会が処置請求に対処することを相当と認めるときは、速やかに、連合会に事案を送付しなければならない。

3 弁護士会は、第一項の規定により自ら処置請求に対処するとき又は第六条第一項の規定により連合会から事案の送付を受けたときは、次条に規定するところにより、その事案を調査しなければならない。

（弁護士会の調査）

第三条 弁護士会は、前条第三項の調査を、弁護士会の定めるところにより常議員会（常議員会を設置していない弁護士会にあつては、これに相当する機関をいう。以下同じ。）に委嘱し、又は弁護士会の役員若しくはいずれかの委員会に命じなければならない。

2 弁護士会の常議員会は、前項の規定による委嘱がなされたときは、遅滞なく調査を開始し、その調査を遂げなければならない。

3 弁護士会の役員又は委員会は、第一項の規定による調

- 2 -

査を命じられたときは、遅滞なく調査を開始し、その調査を遂げなければならない。

4 弁護士会の常議員会は、第二項の規定による調査の結果及び処置についての意見を弁護士会に報告しなければならない。

5 弁護士会の役員又は委員会は、第三項の規定による調査の結果及び処置についての意見を弁護士会に報告しなければならない。

6 前条第三項の調査は、当該弁護士、関係人、裁判所、検察官その他の者に対して陳述、説明若しくは資料の提出を求め、又は公判調書その他の関係書類を検討するなどの適宜の方法により行うものとする。

(弁護士会の処置等)

第四条 弁護士会は、前条の調査の結果及び処置についての意見に基づき、当該弁護士につき処置をすることを相当と認めるときは、次に掲げるいずれか又は各号の処置をする。

- 一 当該弁護士に助言又は勧告をすること。
- 二 当該弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手續に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせること。

- 3 -

2 弁護士会は、前項各号に掲げる処置をするときは、当該弁護士に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該弁護士にその機会を与える旨の通知が到達しないときは、この限りでない。

3 弁護士会は、前条の調査の結果及び処置についての意見に基づき、当該弁護士につき処置しないことを相当と認めるときは、その旨の決定をする。

4 弁護士会は、処置請求があつたとき(第二条第二項の規定により連合会に事案を送付した場合を除く。)又は第六条第一項の規定により連合会から事案の送付を受けたときは、三か月以内に第一項の処置をし、又は前項の決定をするものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(弁護士会の通知)

第五条 弁護士会は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、当該弁護士、連合会及び処置請求をした裁判所又は検察官に、その旨を文書により通知しなければならない。ただし、第一号の場合は処置請求をした裁判所又は検察官、第二号及び第三号の場合は連合会に対する通知を要しない。

- 一 弁護士会に処置請求があつたとき。

- 4 -

二 第二条第二項の規定により連合会に事案を送付したとき。

三 第六条第一項の規定により連合会から事案の送付を受けたとき。

四 前条第一項の規定により同項各号に掲げるいずれかの処置をしたとき。

五 前条第三項の規定による決定をしたとき。

2 弁護士会は、前項第四号又は第五号の規定により裁判所又は検察官に通知する場合において必要と認めるときは、裁判所の訴訟指揮に関する意見、検察官の訴訟活動に関する意見その他の意見を付すことができる。

(連合会への処置請求)

第六条 連合会は、処置請求があつたときは、次項の場合を除き、速やかに、弁護士会に事案を送付しなければならない。

2 連合会は、次に掲げる場合には、自ら処置請求に対処することができる。この場合においては、あらかじめ、弁護士会の意見を聴かなければならない。

一 当該弁護士が複数であり、かつ、弁護士会が複数にわたるとき。

- 5 -

二 その他連合会が処置請求に対処することを相当と認めるとき。

3 連合会は、前項の規定により連合会が自ら処置請求に対処することを相当と認めるとき又は第二条第二項の規定により弁護士会から事案の送付を受けたときは、次条に規定するところにより、その事案を調査しなければならない。

(連合会の調査)

第七条 連合会は、前条第三項の調査を、処置請求に関する調査委員会(以下「委員会」という。)に命じなければならない。

2 委員会は、前項の規定による調査を命じられたときは、遅滞なく調査を開始し、その調査を遂げなければならない。

3 委員会は、前項の規定による調査の結果及び処置についての意見を連合会に報告しなければならない。

4 前条第三項の調査は、当該弁護士、関係人、裁判所、検察官その他の者に対して陳述、説明若しくは資料の提出を求め、又は公判調書その他の関係書類を検討するなどの適宜の方法により行うものとする。

(連合会の処置等)

- 6 -

第八条 連合会は、前条の調査の結果及び処置についての意見に基づき、当該弁護士につき処置をすることを相当と認めるときは、次に掲げるいずれか又は各号の処置をする。

一 当該弁護士に助言又は勧告をすること。  
二 当該弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その旨及び事案の内容を弁護士会に通知すること。

2 連合会は、前項各号に掲げる処置をするときは、当該弁護士に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該弁護士にその機会を与える旨の通知が到達しないときは、この限りでない。

3 連合会は、前条の調査の結果及び処置についての意見に基づき、当該弁護士につき処置しないことを相当と認めるときは、その旨の決定をする。

4 連合会は、第六条第二項の規定により自ら処置請求に対処するとき又は第二条第二項の規定により弁護士会から事案の送付を受けたときは、三か月以内に第一項の処置をし、又は前項の決定をするものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

- 7 -

5 第一項の処置をし、又は第三項の決定をしたときは、連合会の会長は、その旨を理事会に報告しなければならない。

(連合会の通知)

第九条 連合会は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、当該弁護士、弁護士会及び処置請求をした裁判所又は検察官に、その旨を文書により通知しなければならない。ただし、第一号の場合は処置請求をした裁判所又は検察官、第二号及び第三号の場合は弁護士会に対する通知を要しない。

一 連合会に処置請求があつたとき。  
二 第六条第一項の規定により弁護士会に事案を送付したとき。

三 第二条第二項の規定により弁護士会から事案の送付を受けたとき。

四 前条第一項の規定により同項各号に掲げるいずれかの処置をしたとき。

五 前条第三項の規定による決定をしたとき。

2 連合会は、前項第四号又は第五号の規定により裁判所又は検察官に通知する場合において必要と認めるときは、裁判所の訴訟指揮に関する意見、検察官の訴訟活動

- 8 -

に関する意見その他の意見を付すことができる。

(規則等への委任)

第十条 弁護士会は、第二条から第五条までの規定に関して定めを置くことができる。

2 連合会は、第六条から前条までの規定に関して規則を定めることができる。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年一月四日改正)

第一条の改正規定は、平成二十一年十二月四日から施行し、平成十九年十二月二十六日から適用する。

附 則 (平成二十九年三月三日改正)

題名、第一条、第二条の見出し及び同条第一項、第五条、第六条の見出し並びに第九条の改正規定は、平成二十九年三月三日から施行し、平成二十八年十二月一日から適用する。

附 則 (令和五年一月八日改正)

第一条の改正規定は、令和五年十二月八日から施行し、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十八号)第一条のうち刑事訴訟法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とする改正規定の施行の日から適用す

る。

(令和五年政令第三百二十号で令和五年一月一日から適用)